

第36回
岐阜県立大垣東高等学校
同窓会「三稜会」総会 議案書



皆さま方へ

「第36回三稜会総会および同窓生のつどい」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、会の冒頭に総会を行います。お集まりいただいた皆さま方相互の交流に十分な時間を取りたいと思いますので、総会の議事については、皆さまに議案書をお読みいただいている前提で進行させていただきます。皆さま方には、2～12ページの議案書を事前にお読みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

このような運営に、何卒ご理解下さいますよう、お願い申し上げます。

幹事学年一同



第36回 岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」総会 式次第

日時 令和8年8月11日(火祝) 17時00分～

場所 大垣フォーラムホテル 大垣市万石2-31 TEL 0584-81-4171

〔総会の部〕

1. 開会の辞
2. 物故者への黙祷
3. 三稜会会長挨拶
4. 顧問(学校長)挨拶
5. 議事
 - 第1号議案 令和7年度 事業報告
 - 第2号議案 令和7年度 三稜会一般会計決算報告・会計監査報告
 - 第3号議案 令和7年度 三稜会奨学金会計収支報告・会計監査報告
 - 第4号議案 三稜会主幹事学年役員改選
 - 第5号議案 令和8年度 事業計画案
 - 第6号議案 令和8年度 三稜会一般会計・奨学金会計の予算案
 - 第7号議案 三稜会会則改正
 - 第8号議案 三稜会役員改選
 - その他 諸連絡等

〔新旧三稜会役員のあいさつ〕

総会の議事終了後、
その他(諸連絡等)の前に行います。



50周年シンボルマーク

〔つどいの部〕

1. 幹事長挨拶
2. 乾杯
3. 歓談

【セレモニー等】

4. 校歌斉唱

【全体集合写真】

ステージ上付近に順次かつ迅速に整列して、
撮影します(安全面に十分注意して整列して
下さい)

→三稜会のホームページに掲載します

5. 閉会の辞

翔け
青く澄んだ
大空へ

50周年スローガン

※写真撮影について

- ① 三稜会ホームページ掲載用として、全体の集合写真以外に、「開会の辞」・「三稜会会長挨拶」・「学校長挨拶」・「総会の部の様子」・「乾杯」・「つどいの部の様子」・「校歌斉唱」・「閉会の辞」などを撮影します。
- ② 歓談中のスナップ写真などは、各自で撮影し、取り扱いは参加者の皆さん個人の責任でお願いします。

〔議事〕	
第1号議案	令和7年度 事業報告 本資料4ページ参照
第2号議案	令和7年度 三稜会一般会計決算報告・会計監査報告 本資料4～5ページ参照
第3号議案	令和7年度 三稜会奨学会計収支報告・会計監査報告 本資料5～6ページ参照
第4号議案	主幹事学年役員改選 本資料7ページ参照
第5号議案	令和8年度 事業計画案 本資料7ページ参照
第6号議案	令和8年度三稜会一般会計予算案・奨学会計予算案 本資料7ページ参照
第7号議案	三稜会会則改正 本資料8ページと別紙（9～10ページ）参照
第8号議案	三稜会役員改選 本資料8ページ参照
その他	諸連絡等 本資料8ページ参照

※第1号～第8号議案について…すべて原案通り承認されました。

令和7年度 岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」事業報告・会計報告

1. 令和7年度 事業報告

令和6年 5月 上旬	令和7年度三稜会奨学生（第2条の2、3…※1）の募集開始
5月 9日	令和7年度第1回三稜会役員会（第35回三稜会総会第2回幹事学年役員会） ＜幹事学年（26期、27期、30期、34期、47期）役員と事務局＞ →参加者募集往復はがき作成
5月30日	令和7年度三稜会奨学金（第2条の2 経済的支援）の募集締め切り→審査開始
6月下旬	ベトナム研修募集開始→締め切り（7月上旬）→審査（7月中）→研修参加者決定（7月下旬）
7月 2日	令和7年度第2回三稜会役員会＜会長・副会長と事務局＞ …三稜会奨学生（第2条の2）4名を承認、ベトナム研修については、奨学金規程第2条の3（社会課題の解決・研究・貢献活動）を適用し、参加者への支援を決定
7月29日	令和7年度第3回三稜会役員会（第35回三稜会総会第3回幹事学年役員会） …役割分担等の詳細を打ち合わせ
8月11日	第35回三稜会総会&同窓生のつどい
9月	第50期生のクラス役員及び学年代表選出
9月 上旬	ベトナム研修参加者（17名）による事前研修開始
10月 中旬	令和7年度三稜会奨学生（第2条の1 文化・運動などの部活動等）の募集開始
11月26日	令和7年度第4回三稜会役員会＜会長・副会長と事務局＞ …三稜会奨学生（第2条の1、3）を承認
令和8年 1月	三稜会奨学金（第2条の1、3）の支給
2月 5日	令和7年度第5回三稜会役員会（第36回三稜会総会&同窓生のつどい第1回幹事学年役員会）＜幹事学年（27期、28期、31期、35期、48期）役員と事務局＞ →会議後、案内文書をホームページに掲載（申し込み入力フォームへの入力開始）
令和8年 2月27日	三稜会入会式
令和8年 3月 1日	記念品（卒業証書入れ）を卒業生に贈呈

2. 令和7年度 三稜会一般会計報告（令和7年4月～令和8年3月）

<予算>

[歳入の部]

繰越金(普通預金)	1,286,873
同窓会入会金	1,080,000
雑収入	1,000
利息(普通預金)	1,000
	<u>2,368,873</u>

[歳出の部]

会議費(第2回&第4回役員会の役員のお茶やお菓子など)	50,000
総会費(第1回・第3回・第5回役員会の役員のお茶やお菓子などを含む) (雑費30万円、当日運営30万円、予備費10万円)	700,000
卒業記念品費(証書ホルダー等)	200,000
卒業アルバム費(三稜会)	10,000
大型プリンターの紙・インク代	200,000
雑費	50,000
奨学金会計積立金	200,000
予備費	958,873
	<u>2,368,873</u>

<決算>

[歳入の部]

繰越金(普通預金)	1,286,873
同窓会入会金	1,072,000
雑収入(3年許会費解約に伴う雑費等)	264
利息(普通預金)	1,739
	<u>2,360,876</u>

[歳出の部]

会議費(第2回&第4回役員会の役員のお茶やお菓子など)	7,213
総会費(第1回・第3回・第5回役員会の役員のお茶やお菓子などを含む) (はがき代等の準備費とバス代等の当日運営費)	458,483
卒業記念品費(証書ホルダー等)	219,442
卒業アルバム費(三稜会)	7,260
雑費(HPライセンス料等)	28,202
奨学金会計積立金	300,000
	<u>1,020,600</u>

[残高の部]

歳入総額	2,360,876
歳出総額	1,020,600
	<u>1,340,276</u>

[令和8年 繰越金]

※(参考)【第35回三稜会総会の会計報告】

<予算>

[歳入の部]	
当日運営費	300,000
参加者会費(一般125人、大学生5人参加と想定)	1,030,000
準備費	300,000
予備費	100,000
合計	1,730,000

[歳出の部]	
当日運営費(会費材料、バス代等)	300,000
参加者会費(一般125人、大学生5人参加と想定)	1,030,000
準備費(第1回・第3回・第5回役員会の会費等)	300,000
残金(三稜会会計課へ入金)	100,000
合計	1,730,000

<決算>

[歳入の部]	
当日運営費(三稜会会計より)	300,000
一般参加者会費	1,032,000…①
大学生参加者会費	18,000…②
雑収入(お志)	2,000…③
準備費(三稜会会計より)	300,000
予備費(三稜会会計より)	100,000
合計	1,752,000

[歳出の部]	
会費材料やバス代等	245,230
料理代・飲み物代(税・サービス料を含む)	928,675
当日運営費小計	1,173,905…④
連絡通読(往復がきなど)	326,448
第1回・第3回・第5回役員会の会費	20,221
雑費(写真保存DVD代など)	540
準備費小計	347,209…⑤
合計	1,521,114

[残高の部]

歳入総額	1,752,000
歳出総額	1,521,114
	230,886

[フォーラムホテルへの一般会計からの支払額]

$$④ - (① + ② + ③) = 121,905 \text{ 円} \dots ⑥$$

※[参考]

令和6年度末の総会準備費計(第35回歳出の部の準備費に含まれるが、「一般会計歳出の部の総会費」には含まない) 23,951円…⑦

令和7年度末の総会準備費計(第35回歳出の部の準備費に含まれないが「一般会計歳出の部の総会費」には含まれる) 13,320円…⑧

※一般会計決算歳出の部の総会費総額(458,483円) = ⑤ - ⑦ + ⑧ + ⑥

会計監査報告

令和7年分の帳簿、証拠書類について監査した結果、会計は適切に行われていることを認めます。

令和 8 年 5 月 12 日

会計監査

吉田 温子

(22 期生)

会計監査

河合 文香

(25 期生)

3. 令和7年度 三稜会奨学金会計収支報告

・三稜会奨学金の沿革

- ・平成15年、創立30周年記念事業で集まった寄付金1,990,831円を三菱証券(株)に委託し、トレジャリーノート(米国財務証券)110,000ドル分を購入。これを原資とした利金で奨学金を運用開始。
- ・平成24年3月1日に同窓会一般会計より8,384,150円を三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)に委託し、モルガンスタンレーの債券を購入。これを原資とした利金も運用する。
- ・その後、証券の償還日を経て、数度の買い替えを実施。令和6年現在、ビザ(米ドル)とマクドナルド(豪ドル)の2つの証券で運用している。
- ・令和6年2月、創立50周年記念事業で集まった寄付金20,000,000円を三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)に委託し、米国債を購入し、運用を開始した。これに合わせて、奨学金規程を改定した。
- ・令和6年6月、三稜会奨学金会計より1000万円を拠出し、三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)に委託し、米国債を購入し、運用を開始した。

・令和7年度 三稜会奨学給付者

(1) 部活動などで活躍した個人・団体を支援(第2条の1) ※ 団体競技にはチームに給付

① 水球部・団体として 25万円給付

- ・令和5年度
 - 第91回全国高校総体 出場 ベスト16
 - 特別国民体育大会 出場 5位
 - 第16回全日本ユース(U16)水泳競技選手権大会 準優勝
 - 第10回全日本ジュニ(U17)水泳競技選手権大会 出場
- ・令和6年度
 - 第92回全国高校総体 出場 ベスト8
 - 第78回国民スポーツ大会 出場 5位
 - 第11回全日本ジュニ(U17)水泳競技選手権大会 出場 3位

4. 主幹事学年役員改選

<令和8年度主幹事学年役員>

副会長（幹事長）	山登 康平（27期）
会 計	武田 晴加（27期）
書 記	中村 傑（27期）
	菱田 直樹（27期）

<令和9年度主幹事学年役員案>

副会長（幹事長）	五十川智之（28期）
会 計	藤井 絵里（28期）
書 記	石川 憂樹（28期）

5. 令和8年度 事業計画案

令和8年 4月	令和8年度三稜会奨学生（第2条の2、3…※1）の募集開始
5月	令和8年度第1回三稜会役員会（第2回幹事学年役員会）…第36回三稜会総会について ＜幹事学年（27期、28期、31期、35期、48期）役員と事務局＞
6月	令和8年度第2回三稜会役員会＜会長・副会長、新会長・副会長候補者と事務局＞ …三稜会奨学生（第2条の2）承認、会則改正案を審議
7月	令和8年度第3回三稜会役員会（第3回幹事学年役員会）＜幹事学年役員と事務局＞ 三稜会奨学金（第2条の2）の給付
8月11日（祝）	第36回三稜会総会&同窓生のつどい
9月	第51期生のクラス役員及び学年代表選出
10月	令和8年度三稜会奨学生（第2条の1、第2条の3）の募集開始
11月	令和8年度第4回三稜会役員会＜会長・副会長と事務局＞ …三稜会奨学生（第2条の1、3）承認 三稜会奨学金（第2条の1、3）の給付
令和9年 2月	令和9年度第37回三稜会総会&同窓生のつどい第1回幹事学年役員会 ＜幹事学年（28期、29期、32期、36期、49期）役員＞ →会議後、案内文書をホームページに掲載（申し込み入力フォームへの入力開始）
2月28日	三稜会入会式
3月 1日	記念品（卒業証書入れ）を卒業生に贈呈

6. 令和8年度三稜会一般会計予算案 奨学会計予算案

<一般会計予算>

[歳入の部]

繰越金（普通預金）	1,340,276
同窓会入会金	1,100,000
雑収入	1,000
利息（普通預金）	1,000
	<u>2,442,276</u>

[歳出の部]

会議費（第2回&第4回役員会の役員へのお茶やお菓子など）	50,000
総会費（第1回・第3回・第5回役員会の役員へのお茶やお菓子などを含む） （準備費30万円、当日運営費30万円、予備費10万円）	700,000
卒業記念品費（証書ホルダー等）	200,000
卒業アルバム費（三稜会用）	10,000
大型プリンターの紙・インク代	200,000
雑費	50,000
奨学会計積立金	200,000
予備費	1,032,276
	<u>2,442,276</u>

<奨学会計予算>

[歳入の部]

繰越金（普通預金）	8,034,891
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 利金計（5月・8月・9月・11月・2月・3月）	1,300,000
三稜会一般会計より	300,000
雑収入（寄付金等）	10,000
利息（普通預金）	10,000
	<u>9,654,891</u>

[歳出の部]

三稜会奨学金	1,300,000
振込手数料（8月、1月）	50,000
予備費	8,304,891
	<u>9,654,891</u>

7. 三稜会会則改正 別紙

8. 三稜会役員改選

<令和8年度役員>

会 長	田口 義隆 (4期)
副会長	石田 仁 (4期)
副会長	浅野 靖夫 (1期)

<令和9年度役員案>

会 長	木村 順一 (5期)
副会長	大橋 雅之 (7期)
副会長	安田 親生 (10期)
特別職	
名誉会長	石田 仁 (4期)
名誉顧問	田口 義隆 (4期)

9. その他

・今後の三稜会総会について

令和6年度から三稜会総会は、8月に実施することになりました。会員の皆様が集まりやすい日として、また、予め皆様の予定に入れておいていただくためにも、「総会の開催日は、原則8月11日（山の日）に固定する」と令和5年度の総会で承認されました。「山の日」＝「三稜の日」という連想で記憶していただきやすいと思います。

・奨学金基金への寄付継続のお願い

三稜会奨学金は、今後も続いていくものであり、同窓生の皆様のご援助が必要です。今後とも、下記の口座でご寄付を受け付けています。50周年記念マスコットの「東高制服姿のキティちゃん」は、寄付額1万円→5千円につき1体を引き続き返礼品としてお渡ししています。返礼品を差し上げる寄付額を5千円/1体に引き下げます。ご寄付（ご入金）いただく際は、三稜会事務局（大垣東高校内：TEL0584-81-2331）までご連絡ください。

十六銀行大垣支店 普通預金 店番216 口座番号1751571

大垣東高等学校 三稜会会長 田口義隆

※2026年9月30日より、上記の三稜会奨学金会計通帳の名義が変更されました。

「大垣東高等学校 三稜会会長 田口義隆」

→「大垣東高等学校 三稜会会長 木村順一」

その他、口座番号等に変更ありません。

第1章 総 則

第1条 名称

本会は岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」と称する。

第2条 目的

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。

第3条 事務局

本会は事務局を岐阜県立大垣東高等学校内に置く。

第2章 会 員

第4条 会員資格

- 1 特別会員 母校旧・現職員及び特別の縁故のある者
- 2 正 会 員 岐阜県立大垣東高等学校を卒業した者
- 3 準 会 員 岐阜県立大垣東高等学校に在学した者

第5条 会員資格の変更

本会員で本会の体面を汚損する行為があった時は役員会の議決によって除名することがある。

第6条 会費

退会除名その他の事由の如何を問わず入会費は一切返還しない。

第7条 会員の個人情報

本会は、会員の個人情報に関してプライバシーポリシー（個人情報保護基本方針）を別に定める。

第3章 役 員

第8条 設置役員

- 1 本会に次の役員を置く。
顧問 1名 ・ 会長 1名 ・ 副会長 若干名 ・ 事務局長 若干名 ・ 書記 若干名 ・ 会計 若干名
会計監査 若干名
- 2 必要に応じて、特別職として本会に置くことができる役員
名誉会長 1名 ・ 名誉顧問 若干名

第9条 役員の選定方法

- 1 顧 問 岐阜県立大垣東高等学校長が就任する。
- 2 会 長 役員会において正会員中より適任者を選出し総会の承認を得て就任する。
- 3 副 会 長 役員会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 4 特 別 職 会長・副会長歴任者及び会長・副会長として本会の発展に格別の寄与をした者の中から総会の承認を得て推薦する。
- 5 その他の役員 副会長と同様とする。ただし、会計のうち1名は、岐阜県立大垣東高等学校職員をあてることができる。

第10条 役員の任期

全役員の任期を1年とする。ただし留任を妨げない。

第11条 役員の会務

1 各役員は次の通り会務を担当する。

会 長 本会を代表し、会務を総理する。

副 会 長 会長を補佐し、会長支障のあるときはその代理をする。

事務局長 会長を助けて会務の企画運営にあたる。

書 記 会務の記録にあたる。

会 計 会務の会計を行う。

会計監査 会計を監査する。

2 特別職の会務

会長を補佐し、会務の運営に助言を与える。

3 役員を補佐するために事務局員を若干名置くことができる。事務局員は、**会員及び**大垣東高校職員の中から会長が委嘱する。

第4章 会 議

第12条 会議の召集

役員会は会長がこれを召集する。

第13条 役員会

役員会は、会長・副会長・事務局長・書記・会計・会計監査をもって組織し、本会の事業及び重要事項の決定執行にあたる。

特別職、ならびに事務局員は役員会に参加できる。

第5章 総 会

第14条 総会の開会

総会は年1回開くことができる。ただし会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第15条 総会での付議事項

総会に付議すべき事項は次の通りである。

役員の承認、予算及び決算の承認、会則の変更、その他の重要事項

第16条 議事及び議決

議長は原則、会長が行う。総会における議決は、出席正会員の過半数をもって決する。

第6章 事 業

第17条 実施事業

母校の発展に協力する事業を適宜行う。

平成17年11月14日改正

令和 3年11月17日改正

令和 8年 8月11日改正

プライバシーポリシー＜岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」 個人情報保護基本方針＞

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」（以下、「本会」という）は、会員の個人情報が、個人のプライバシーにかかわる重要な機密情報であることを認識し、その収集・利用・管理については、個人情報保護の理念を尊重し、以下の基準にそって厳正かつ適切に取り扱うことで機密保持に万全を尽くします。

1 個人情報の利用目的

本会は、会員の個人情報を、同窓会設立の趣旨にのっとり、同窓会の維持発展や会員の交流と親睦、及び母校発展への協力という目的のために利用します。

具体的な利用目的は、以下のとおりとする。

- ①本会が行う各種活動の報告や案内
- ②母校の活動や動向に関する報告や案内
- ③本会が企画する記念品等の配布
- ④各種寄付金の募集
- ⑤同窓会名簿の作成・発行

2 個人情報の内容

本会は、上記目的のため、以下の個人情報を収集します。

- ①氏名 ②卒業年 ③入学期 ④住所 ⑤電話番号 ⑥その他、本会の運営に必要な個人情報（電子メールアドレスなど）

3 個人情報の開示・提供等

- (1) 本会が収集した個人情報は、前項1の利用目的以外のために、利用あるいは第三者に提供されることはありません。
- (2) 会員本人が自己の個人情報について、開示、訂正等及び利用の停止等を求める権利を有していることを重視し、これらの要求がある場合には、申し出た方が会員本人であることを確認の上、対応します。ただし、個人情報保護法その他の法令により、本会が開示、訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合は、この限りではありません。

4 個人情報の管理

本会では、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩または再提供（「5 個人情報の第三者への提供」に記載する場合を除きます）などの無いように、適切な管理を実施します。また、個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報を適切に取り扱っている委託先を選定し、契約書等を交わして機密保持義務を課し、必要かつ適切な監督を行います。

5 個人情報の第三者への提供（原則として第三者には提供いたしません）

- (1) 本会は、次に掲げる場合を除いて、会員本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
 - ①人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

②公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

④あらかじめ次の事項を告知あるいは公表し、かつ本会が個人情報保護委員会に届け出をしたとき

ア 利用目的に第三者への提供を含むこと

イ 第三者に提供されるデータの項目

ウ 第三者への提供の手段または方法

エ 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること

オ 本人の求めを受け付ける方法

(2) 前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①本会が前項1の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いた場合

6 お問い合わせ

本会の個人情報保護基本方針に関する、ご意見、ご質問、苦情の申出その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口にご連絡ください。

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」 事務局

住所：〒503-0857 岐阜県大垣市美和町1784番地

TEL：0584-81-2331 FAX：0584-74-9697

7 個人情報保護基本方針の改定

本会では、日本国における法令等に従った個人情報の管理、利用を行います。日本国における法令等の変更に合わせるため、または個人情報の保護をより確かなものとするためなどの理由により、本会の裁量に基づき、個人情報保護基本方針を改定させていただくことがあります。なお、個人情報保護基本方針を改定する際には、変更後の個人情報保護基本方針をホームページ上に掲示して周知いたしますので、定期的にホームページ等で個人情報保護基本方針のご確認をお願いいたします。

8 制定日・改訂日

制定日：令和3年11月17日